

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



山梨県

(赤字部は改正箇所)

改正後 R4.4.1	改正前 R3.12.1
<p>(P4)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本要領は、平成19年4月1日から適用する。 2 平成20年 4月 1日 一部改正 3 平成20年11月 1日 一部改正 4 平成21年 4月15日 一部改正 5 平成21年 8月 1日 一部改正 6 平成22年 4月 1日 一部改正 7 平成22年 5月20日 一部改正 8 平成22年10月 1日 一部改正 9 平成23年 5月 2日 一部改正 10 平成24年 4月 1日 一部改正 11 平成24年10月 1日 一部改正 12 平成25年 4月 1日 一部改正 13 平成25年10月 1日 一部改正 14 平成26年 4月17日 一部改正 15 平成27年 4月 1日 一部改正 16 平成28年 4月 1日 一部改正 17 平成29年 4月 1日 一部改正 18 平成30年 4月 1日 一部改正 19 平成31年 4月 1日 一部改正 20 令和元年10月 1日 一部改正 21 令和2年 4月 1日 一部改正 22 令和2年 5月 1日 一部改正 23 令和3年 4月 1日 一部改正 24 令和3年12月 1日 一部改正 25 令和4年 4月 1日 一部改正 	<p>(P4)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本要領は、平成19年4月1日から適用する。 2 平成20年 4月 1日 一部改正 3 平成20年11月 1日 一部改正 4 平成21年 4月15日 一部改正 5 平成21年 8月 1日 一部改正 6 平成22年 4月 1日 一部改正 7 平成22年 5月20日 一部改正 8 平成22年10月 1日 一部改正 9 平成23年 5月 2日 一部改正 10 平成24年 4月 1日 一部改正 11 平成24年10月 1日 一部改正 12 平成25年 4月 1日 一部改正 13 平成25年10月 1日 一部改正 14 平成26年 4月17日 一部改正 15 平成27年 4月 1日 一部改正 16 平成28年 4月 1日 一部改正 17 平成29年 4月 1日 一部改正 18 平成30年 4月 1日 一部改正 19 平成31年 4月 1日 一部改正 20 令和元年10月 1日 一部改正 21 令和2年 4月 1日 一部改正 22 令和2年 5月 1日 一部改正 23 令和3年 4月 1日 一部改正 24 令和3年12月 1日 一部改正

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



山梨県

(赤字部が改正箇所)

改正後 R4.4.1

(P8)

配置予定技術者のヒアリング(※1)		
11 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2
	その他	0
12 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4
	当該工種について適切に理解している	2
	その他	0
13 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2
	その他	0

企業の施工実績		
14 同種工事の施工実績(※2)	都道府県又は国機関・公団等の同種工事の施工実績あり	2
	市町村・公営企業等の同種工事の施工実績あり	1
	その他	0
15 工事成績 当該工種での工事成績 評定点の平均点(※4)	80点以上(算出対象工事が複数件)	4
	80点以上(算出対象工事が1件のみ)	3
	7.7点以上8.0点未満	2
	7.2点以上7.7点未満	1
	7.2点未満又は成績実績なし	0
	※過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が6.0点未満 または、前年度以降において5.5点未満の工事成績がある者	-2

(P9)

※2 同種工事の施工実績は、平成19年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の完成・引渡し済の実績を対象とする。配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。

改正前 R3.12.1

(P8)

配置予定技術者のヒアリング(※1)		
11 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	10
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	
	その他	
12 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	10
	当該工種について適切に理解している	
	その他	
13 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	10
	その他	

企業の施工実績		
14 同種工事の施工実績(※2)	都道府県又は国機関・公団等の同種工事の施工実績あり	2
	市町村・公営企業等の同種工事の施工実績あり	1
	その他	0
15 工事成績 当該工種での工事成績 評定点の平均点(※4)	80点以上(算出対象工事が複数件)	4
	80点以上(算出対象工事が1件のみ)	3
	7.5点以上8.0点未満	2
	7.0点以上7.5点未満	1
	7.0点未満又は成績実績なし	0
	※過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が6.0点未満 または、前年度以降において5.5点未満の工事成績がある者	-2

(P9)

※2 同種工事の施工実績は、平成18年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の完成・引渡し済の実績を対象とする。配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



山梨県

(赤字部が改正箇所)

改正後 R4.4.1	改正前 R3.12.1
<p>(P11)</p> <p>※4 工事成績評定点の平均点は、山梨県発注工事であって、入札締め切り日の属する年度の過去2ヶ年度に完成及び引き渡し済のもの及び入札締め切り日の属する年度においては公告日の属する月の前々月の月末までに完成、引き渡し済のものを対象として算出する。</p> <p>配置予定技術者の工事成績は、主任技術者、監理技術者として最終登録された工事で、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象として算出する。</p> <p>企業の工事成績は、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象として算出する。</p>	<p>(P11)</p> <p>※4 工事成績評定点の平均点は、山梨県発注工事であって、入札締め切り日の属する年度の過去3ヶ年度に完成及び引き渡し済のもの及び入札締め切り日の属する年度においては公告日の属する月の前々月の月末までに完成、引き渡し済のものを対象として算出する。</p> <p>配置予定技術者の工事成績は、主任技術者、監理技術者として最終登録された工事で、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象として算出する。</p> <p>企業の工事成績は、入札参加資格とした工事の業種（建設業法第2条第1項に掲げる業種）と同一業種の工事成績を対象として算出する。</p>

山梨県建設工事総合評価実施要領を改正する新旧対照表



山梨県

(赤字部が改正箇所)

改正後 R4.4.1			改正前 R3.12.1		
(P14)			(P14)		
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点
企業の取り組み			企業の取り組み		
11 若手技術者の育成(※9)	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2	11 若手技術者の育成(※9)	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1		国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1
	上記以外	0		上記以外	0
12 技能者の登録(※10)	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録あり	2	12 技能者の登録(※10)	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録あり	2
	登録なし	0		登録なし	0
13 週休2日制度適用の実績(※11)	取組実績あり	1	13 週休2日制度適用の実績(※11)	取組実績あり	1
	取組実績なし	0		取組実績なし	0
<p>※1 地域精通度については、近隣地域での平成19年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の完成・引渡し済の施工実績を対象とする。</p> <p>※2 全てのタイプ・・・3点</p> <p>※3 「入札参加者が県内企業に限られない場合」は、以下の評価基準と評価点を用いるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する・・・2点 ・県内に本店を有する・・・1点 ・その他・・・0点 <p>「入札参加者が県外のみと想定される場合」は、評価項目としないことができる。</p> <p>※4 山梨県が災害時に備えて締結した各種協定で、入札参加締め切り日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。</p> <p>※5 山梨県が一般社団法人山梨県建設業協会と締結した「災害時の広域応援業務に関する協定」を対象とする。</p> <p>※6 山梨県が一般社団法人山梨県建設業協会と締結した「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を対象とする。</p> <p>※7 山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務委託及び除雪業務委託の実績とし、対象期間は過去5ヶ年度及び当該年度(入札参加資格申請締切日までに契約済み)とする</p> <p>※8 その他の地域貢献は、「地域の担い手として農業参入した実績」や「やまなし森づくりCO2吸収認定制度の実績」等、部局別の貢献課題から必要に応じ選択し評価項目とすることができる。</p> <p>※9 若手技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する場合は「2点」、国家資格を有しない場合は「1点」とする。国家資格を有しない若手技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とする。ただし、現場代理人との兼務は、認める。国家資格を有する若手技術者は配置予定技術者(主任(監理)技術者)及び現場代理人とすることができる。なお、企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があること(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)とし、健康保険被保険者証の写しなどの提出を求める。</p> <p>※10 当評価項目は選択項目として、県土整備部の土木一式工事で試行実施。建設キャリアアップシステムに企業と自社の技能者が入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば</p>			<p>※1 地域精通度については、近隣地域での平成18年4月1日以降当該年度(入札参加資格申請締切日まで)の完成・引渡し済の施工実績を対象とする。</p> <p>※2 全てのタイプ・・・3点</p> <p>※3 「入札参加者が県内企業に限られない場合」は、以下の評価基準と評価点を用いるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する・・・2点 ・県内に本店を有する・・・1点 ・その他・・・0点 <p>「入札参加者が県外のみと想定される場合」は、評価項目としないことができる。</p> <p>※4 山梨県が災害時に備えて締結した各種協定で、入札参加締め切り日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。</p> <p>※5 山梨県が一般社団法人山梨県建設業協会と締結した「災害時の広域応援業務に関する協定」を対象とする。</p> <p>※6 山梨県が一般社団法人山梨県建設業協会と締結した「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を対象とする。</p> <p>※7 山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務委託及び除雪業務委託の実績とし、対象期間は過去5ヶ年度及び当該年度(入札参加資格申請締切日までに契約済み)とする</p> <p>※8 その他の地域貢献は、「地域の担い手として農業参入した実績」や「やまなし森づくりCO2吸収認定制度の実績」等、部局別の貢献課題から必要に応じ選択し評価項目とすることができる。</p> <p>※9 若手技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格を有する場合は「2点」、国家資格を有しない場合は「1点」とする。国家資格を有しない若手技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とする。ただし、現場代理人との兼務は、認める。国家資格を有する若手技術者は配置予定技術者(主任(監理)技術者)及び現場代理人とすることができる。なお、企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があること(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)とし、健康保険被保険者証の写しなどの提出を求める。</p> <p>※10 当評価項目は選択項目として、県土整備部の土木一式工事で試行実施。建設キャリアアップシステムに企業と自社の技能者が入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば</p>		

